

①特殊支配同族会社の役員給与の損金不参入制度について、摘要除外基準である基準所得を1600万円（現行800万円）に引き上げる。※足切り額の引き上げにより、対象となる中小企業の激減が予想される。平成19年4月1日開始事業年度から。

②特定同族会社の留保金課税制度の適用対象会社から資本金1億円以下の法人を除外する。